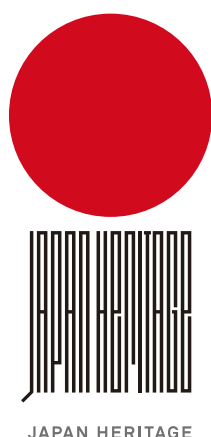


(2) 日本遺産の魅力向上

我が国の文化財や伝統文化を通じた地域の活性化を図るためには、その歴史的経緯や、地域の風土に根差した世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたストーリーの下に有形・無形の文化財をパッケージ化し、これらの活用を図る中で、情報発信や人材育成、環境整備等の取組を進めていくことが必要です。

地域の歴史的の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」に、日本遺産として認定する候補となり得る地域を「候補地域」に、それぞれ認定し、歴史的魅力にあふれた文化財群を地域主体で総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する取組を促進することにより、地域の活性化・観光振興を図ります。

令和5年4月現在 (P)、全国で104のストーリーを日本遺産に認定しており、日本遺産全体の底上げ、ブランド力の強化を図るとともに、地域の文化資源としての磨き上げを促進しています。



JAPAN HERITAGE

日本遺産

「日本遺産 (Japan Heritage)」ロゴマーク

子供たちの芸術教育の充実・ 文化芸術活動の推進

(1) 学校における芸術教育・文化芸術活動の充実 及び地域文化クラブ活動の環境整備

① 学習指導要領の趣旨を踏まえた学校芸術教育の充実

これまで実施していた伝統音楽指導者研修会に加え、

令和元年度から小・中・高等学校等で芸術系教科等を担当する教員等の研修会を実施し、学校における芸術教育の充実を図っています。

② 子供たちの体験活動機会拡大のための取組

子供たちの豊かな創造力・想像力や思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげることを目的として、小学校・中学校等において、文化芸術団体による実演芸術の巡回公演や、個人又は少人数の芸術家を派遣し、芸術家による計画的・継続的なワークショップ等を含めた質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会の確保を図っています。

また、劇場・音楽堂等で子供たちが本格的な舞台芸術に触れる機会を創出するため、18歳以下の子供に無料で鑑賞機会を提供する舞台公演への支援を行っています。

③ 文化部活動及び地域文化クラブ活動の環境整備のための取組

生徒のバランスの取れた生活や学校の働き方改革の観点から平成30年12月に策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づき持続可能な文化部活動にかかる取組を徹底するよう、地方公共団体、教育委員会及び学校法人等の学校設置者、学校並びに関係団体に求めており、更に、令和4年12月には、公立の中学校の生徒を主な対象とした学校部活動の地域連携や地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への移行に向けた取組を進めるため、文化部活動と運動部活動のガイドラインを統合したうえで全面的に改定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

ガイドラインでは、少子化が進む中でも、子供たちが将来にわたり継続して文化芸術活動に親しめる機会を確保できるよう、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」とし、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしています。そのため、各地域で協議会や研修会の開催、広域的な人材バンクの設置を進めるほか、学校や地域が地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関等との連携により、文化部活動の地域移行に向けた体制構築や環境整備を行うための実証事業を実施します。

また、高校生の芸術文化活動の向上・充実と、相互交

流を深めることを狙いとして、昭和 52 年から続く我が国最大規模の高校生の文化の祭典として、「全国高等学校総合文化祭」を開催しています。第 47 回となる令和 5 年度は、「47 の結晶 桜島の気噴にのせ 細げ文化1 ページ」を大会テーマとして、鹿児島県において開催されます。

この大会において、演劇、日本音楽、郷土芸能の各部門で優秀な成績を収めた高校等が、東京の国立劇場に一堂に会し、演技・演奏を披露する「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」を毎年夏に開催するほか、我が国の伝統文化の継承・発展に取り組む高校生が日頃の成果を披露し、交流する場となる全国高校生伝統文化フェスティバルを京都で開催しています。



2023かごしま総文大会マスコットキャラクター かごまる

(2) 地域における子供たちの文化芸術活動の推進

子供たちに、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供します。また、組織的・広域的に体験機会を提供する取組を支援することで、地域偏在を解消しつつ、より多くの子供たちが体験機会を得られるようにし、伝統文化等を確実に継承・発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性の涵養を図ります。

文化芸術の創造的環境の創出と グローバル展開の加速

国・地方公共団体・企業・個人が文化への戦略的投資を拡大し、文化を起点に産業等他分野と連携し、創出さ

れた新たな価値が文化に再投資され、持続的に発展する「文化と経済の好循環」を目指し、平成 29 年 12 月に「文化経済戦略」を策定しました。この戦略推進のための主要施策の内容や目標等を明らかにした「文化経済戦略アクションプラン」を平成 30 年8月に策定し、関係府省庁と緊密に連携しながら文化経済戦略を推進します。

(1) 芸術家等の活動基盤強化

文化芸術の担い手は小規模な団体やフリーランス等で活動する者が多く、立場の弱さや不安定さに起因して不利益が生じたり、活動継続が困難になったりするなどの課題が存在しています。その担い手である芸術家等が持続可能な形で文化芸術活動を継続できるよう、適正な契約関係構築の推進や、活動環境改善のための必要な取組の実施等、活動基盤の強化の取組を推進します。

(2) 文化芸術エコシステムの形成促進

文化芸術組織の自律的・持続的な成長の促進に資する伴走型支援等の適切な支援方法の検証を推進します。我が国における文化芸術活動を振興するために、日本作家及び現代日本アートの国際的な評価を高め、世界のアート市場規模に比して小規模にとどまっている我が国アート市場の活性化と我が国アートの持続的発展を可能とするシステムを形成します。

(3) 文化芸術のグローバル展開の推進

日本文化を戦略的に発信し、文化芸術を通じた諸外国との相互理解の促進及び国家ブランド構築への貢献を図ります。具体的には、トップレベルのアーティスト等を発掘しグローバルに活躍するための総合的な支援、国内外で開催する国際共同制作による公演等への支援、新進の芸術家等を対象とした研修や公演・展示会等への参加・実施に対する支援、活字コンテンツ、映画等の海外展開に対する支援などを行います。また、「国際文化交流に祭典の実施の推進に関する法律」に基づき、平成 31 年 3 月に閣議決定された「国際文化交流の祭典の推進に関する基本計画」を踏まえ、日本で行われる世界の関心を集める国際文化交流の祭典の実施を推進します。併せて、我が国をアートの国際発信拠点とする取組として、国際的なアートフェア誘致を目指した我が国のアートシーンの国際発信や国際的なイベントにおけるアートの国際発信

等を推進します。

(4) 国際文化交流・協力の推進

日中韓やASEAN+3といった枠組での文化に関する国際的な閣僚級会合への積極的な参加を通じて、国際文化交流・協力の推進と文化面での日本のプレゼンス向上を目指します。特に日中韓文化大臣会合の下では、3か国から毎年都市を選定し、様々な文化芸術イベントを通じて都市間で交流を行う「東アジア文化都市」事業等の実施を通じて、東アジア諸国との交流の拡大に努めます。

その他、国内のアーティスト・イン・レジデンス実施団体が行う国内外芸術家の滞在型創作活動等を支援することにより、海外のアーティスト・イン・レジデンス実施団体との国際的な協力関係を活発にし、ICT 等も活用して双方向の国際文化交流を促進します。

また、我が国の技術や知見を生かした文化遺産国際協力を推進し、人類共通の財産である世界各地の文化遺産の保護に貢献します。

(5) 「日本博」の推進について

「日本博 2.0」は、2025 年大阪・関西万博に向けて、「日本の美と心」を国内外に発信する官民の大型国家プロジェクトであり、全国各地で最高峰の文化芸術を発信するための文化資源を活用した観光コンテンツの磨き上げや創出を行います。日本の文化芸術の多様性を世界に示す取組を展開し、文化芸術振興をより一層充実させます。これらを通じて、日本文化の魅力についてデジタルコンテンツ等も活用し、国内外に効果的に発信していきます。

(6) 興行入場券の適正な流通の確保

近年、興行入場券の高額転売が社会問題となっていることを踏まえ、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定等を目的とした「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」が平成 30 年 12 月に成立し、令和元年6月 14 日から施行されました。本法律の適切な運用を図るため、国民への周知等を行い、興行を通じた文化及びスポーツの振興を推進します。



第 13 回日中韓文化大臣会合 (2022)



カンボジア、サンボー・プレイ・クック遺跡群の保存・修理のための人材育成事業 (写真提供：筑波大学)

舞台芸術活動等の推進

(1) 舞台芸術等の創造活動への効果的な支援

我が国の舞台芸術の水準を向上させるとともに、より多くの国民に対して優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供するため、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能といった公演活動について支援を行っています。また、我が国の優れた舞台芸術を世界に発信するための取組に対して支援を行うことで、国際発信力を強化し、国際文化交流を推進しています。このほか、「文化庁芸術祭」を毎年秋に開催しています。

さらに、次代の文化芸術を担う新進芸術家等に対し高度な技術・知識を習得させるための事業や大学の有する資源を積極的に活用し、アートマネジメント人材や新進芸術家等を育成する事業のほか、若手芸術家が海外での実践的な研修に従事する機会を提供する等の人材育成に取り組んでいます。



文化庁芸術祭オープニング公演「通し狂言 義経千本桜」

メディア芸術の振興

(1) アニメーション・マンガなどの メディア芸術の振興

我が国のアニメーション、マンガ、ゲーム、メディアアート等のメディア芸術は、その作品を通じて広く国民に親しまれるとともに、海外で高く評価され、我が国への理解や関心を高めています。

これらのメディア芸術を一層振興するため、創作活動への支援、普及、人材育成などに重点を置いて、施策の充実を図ります。

具体的には、我が国のメディア芸術分野における優秀な若手クリエイターやアニメーターの育成支援等を通じ次世代を担う人材の育成や水準の向上に努めているほか、メディア芸術作品の収集・保存・活用の取組を推進しています。

(2) 日本映画の振興

映画は、演劇や音楽、美術等の諸芸術を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯楽の一つとして生活の中に定着している、国民的な芸術文化です。

文化庁では日本映画の振興のため、優れた日本映画の製作支援や撮影環境の充実等を通じて創造活動を促進するほか、国内外の映画祭等における積極的な発信・海外展開・人材交流を行うとともに、日本映画の魅力や多様性を強化し、その基盤を維持するため、映画に関わる人

材育成を行っています。

生活文化等の振興と保護

(1) 生活文化等の振興と保護

生活文化・国民娯楽は、我が国の文化芸術に広がりを与え、また、それを支えるものとして機能しています。和装や茶道、食文化など外国人がイメージする日本文化として我が国の魅力を高めるとともに、観光振興や国際交流の推進等にも極めて重要な役割を果たしています。文化庁では、これら生活文化の振興と保護を図るため、生活文化の各分野についての実態調査等を行っています。

令和5年度はこれらの調査をさらに進めつつ、令和3年の文化財保護法改正により創設された無形の文化財の登録制度を活用し、生活文化分野の認知向上や普及啓発等に取り組むとともに、分野の活性化や新たな需要創出等に向けた事業を実施していきます。

(2) 食文化の振興・普及

南北に長く四季があり、海に囲まれている日本には、諸外国の文化を巧みに受け入れながら、豊かな風土や人びとの精神性、歴史に根差した多様な食文化が存在しています。文化庁では、このような日本の食文化を次の世代へ継承するために、文化財保護法に基づく保護を進めるとともに、各地の食文化振興の取組に対する支援や、食文化振興の機運醸成に向けた情報発信等を行っています。

令和5年度は、引き続き、これらの取組を進めるとともに、令和5年が「和食」のユネスコ無形文化遺産登録10周年に当たることを踏まえ、国内外に食文化の魅力を発信していきます。

文化芸術による共生社会の実現

(1) 障害者等による文化芸術活動の推進

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく国の第2期基本計画を令和5年3月に策定しました。第

2期計画では、新たに目標として、①障害者による幅広い文化芸術活動の更なる促進や展開、②関係団体・機関等の連携等による、障害者が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実、③地域における障害者による文化芸術活動の推進体制の構築を設定しています。また、障害のある方々の文化芸術活動の国内外での公演・展示の実施や文化芸術への鑑賞サポート・アクセス改善に係るモデル開発、助成採択した映画作品や劇場・音楽堂等において公演される実演芸術のバリアフリー字幕・音声ガイド制作への支援、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供等、障害者の文化芸術活動の推進に関する施策に総合的に取り組んでいます。

さらに、国立美術館・博物館で、障害者手帳を持つ人について展覧会の入場料を無料としているほか、令和4年度の税制改正において、バリアフリー改修を行う劇場・音楽堂等に対する税制上の特例措置を延長しています。こうした取組を通じて、あらゆる人が文化芸術活動に触れる機会の醸成に取り組んでまいります。



アートを通して多様性や共生社会のあり方について考えるプロジェクト「CONNECT ⇄」の様子（京都国立近代美術館）

(2) アイヌ文化の振興

令和2年7月、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、「アヌココロ アイヌ イコロマケナル（国立アイヌ民族博物館）」を中核施設とする「ウアイヌココタン（民族共生象徴空間）」（愛称：ウポポイ）が北海道白老町に開業しました。

国立アイヌ民族博物館は、先住民アイヌを主題とした我が国初の国立博物館であり、「私たちのことば」など「私たちの」で始まる六つのテーマで、アイヌの人々の視点から紹介する基本展示をはじめ、体験キットを手にとって理解を深める探究展示“テンパテンパ※”、高精細の映像

が楽しめるシアター、テーマ展示や特別展示等を通して、アイヌの歴史や文化を総合的・一体的に紹介しています。また、アイヌ語の振興の観点から、館内ではアイヌ語を第一言語とし、サインや展示解説等にアイヌ語を積極的に使用するとともに、最大8言語にも対応しています。（詳細はこちらを御覧ください。<https://nam.go.jp/>）



国立アイヌ民族博物館

(3) 多様な文化を生かした地域づくり

文化芸術の持つ創造性を生かした地域振興、観光・産業振興等に取り組む地方公共団体を支援し、国全体が活性化するための基盤づくりや、地方公共団体が主体となって、地域住民やアーティスト、地域の芸・産学官と共に実施する地域の文化芸術資源を活用した文化芸術創造拠点形成に向けた総合的な取組を支援しています。

国民文化祭は、地域の文化資源等の特色を生かし、一層の地域の文化の振興に寄与するため、観光をはじめとした様々な施策と有機的に連携した文化の祭典であり、文化庁と都道府県等との共催により昭和61年度から開催しています。

令和5年度は、「文化絢爛」をキャッチフレーズに、「第38回国民文化祭」が10月から石川県において開催されます。



いしかわ百万石文化祭 2023 大会マスコットキャラクター ひゃくまんさん

社会の変化に対応した 国語・日本語教育に関する施策の推進

(1) 国語施策の推進

国語に関する問題は、文化審議会国語分科会（前身は国語審議会）が中心となって検討を行い、様々な改善を図っています。具体的には、一般の社会生活における「目安」又は「よりどころ」として、「常用漢字表」「現代仮名遣い」「外来語の表記」などを制定してきました。平成28年2月に「常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）」、30年3月に「分かり合うための言語コミュニケーション（報告）」をまとめ、最近では令和3年3月に、「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）」と「「障害」の「害」の表記に関する国語分科会の考え方」を公表しました。令和4年度には、今後検討すべき国語施策上の問題を整理するとともに、急ぎ取り組むべき課題としてローマ字のつづり方に関する問題を取り上げ、その改善に向けた検討を開始しました。令和5年度は、引き続きローマ字のつづり方に関する検討を使用実態の調査に基づいて行います。

なお、上記の公用文に関する報告に基づいて、令和4年1月に、文化審議会から文部科学大臣に対し「公用文作成の考え方」が建議されました。この建議については、閣議での報告を経て、内閣官房長官から各国务大臣に宛てて、周知を依頼する内容の通知が出されました。これによって、昭和27年から政府内で用いられてきた「公用文作成の要領（国語審議会建議）」に代わり、新しい建議が公用文作成の手引として活用されはじめています。

<参考：「公用文作成の考え方」（文化庁ウェブサイト）>

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/93657201.html>



また、国民全体の国語に対する関心と理解を深めるため毎年実施しているものに、最新の施策について周知・協議する「国語問題研究協議会」、人々の国語に関する意識を調査する「国語に関する世論調査」があり、令和5

年度も実施します。国語に関する問題や考えを直接国民から聴取する「国語課題懇談会」も新たに実施する予定です。加えて文化庁ウェブサイトでは、「国語施策情報」で過去からの現在までの資料等を閲覧できるようにするとともに、動画集として「国語施策の紹介」「敬語おもしろ相談室」「ことば食堂へようこそ！」を公開しています。

さらに、平成21年2月にユネスコが消滅の危機にあると発表した、国内のアイヌ語など八つの言語・方言及び東日本大震災の影響が懸念される被災地の方言の保存・継承のための調査研究や取組支援を行っています。令和5年度も引き続き、調査データが不十分な地域の方言調査や調査成果の還元をはじめ、危機言語・方言を抱える地域相互と研究者の連携を図るための協議会や危機言語・方言の状況とそれらの価値を認識する場としてのサミットの開催、加えてアイヌ語アナログ資料のデジタル化やアーカイブ作成支援、民族共生象徴空間でのアイヌ語体験プログラムの更新を進めていきます。

(2) 外国人等に対する日本語教育施策の推進

日本語教育の推進は、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境整備に資するとともに、我が国に対する各国・地域の理解と関心を深める上で重要です。日本語教育の推進に関する法律に基づき、令和2年6月に閣議決定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」も踏まえ、様々な取組を行っています。

具体的には、文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置し、日本語教育に関する様々な課題について検討を行っています。最近では、日本語教師の資格制度の詳細等について検討を行うため、調査研究協力者会議を設置し、資格制度及び日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上を図るための仕組みについて、令和3年8月に「日本語教育の推進のための仕組みについて」（報告）を取りまとめました。さらに、令和4年度は、新制度に関する具体の事項について方向性を検討するため、有識者会議を設置し、関係者の御意見や調査結果などを踏まえて議論を行い、令和5年1月に「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて」（報告）を取りまとめました。その後、これまでの議論もふまえ、令和5年2月に「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機

関の認定等に関する法律案」を第 211 回国会に提出しました。

また、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」（報告）を令和3年10月に国語分科会で取りまとめるとともに、「日本語教育の参照枠」の活用の手引」の取りまとめを行いました。令和4年9月には「日本語教育の参照枠」の指標に基づく日本語能力の自己評価ツールである「にほんご チェック!」を公開し、「日本語教育の参照枠」を活用した生活・留学・就労などの分野別の教育モデルの開発なども令和4年度から進めています。さらに、地方公共団体等において地域日本語教育の在り方を検討する際の「よりどころ」として活用できるよう、今後、期待される方向性や、その方向性に沿った事例などを集めた「地域における日本語教育の在り方について」（報告）を令和4年11月に国語分科会で取りまとめました。



文化庁事業による地域の日本語教室の例

日本で生活する外国人の日本語教育環境を整備するため、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業を実施し、都道府県や政令指定都市が関係機関と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援するとともに、地域の実情に応じた日本語教育の実施等を支援する「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業を実施しています。

また、日本語教室が設置されていない地方公共団体に

アドバイザーを派遣し、日本語教室の開設を支援するほか、日本語教室の設置が難しい地域に住む外国人等に対して日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」（通称：つなひろ）の提供などを行う「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業」を実施し、地域の日本語教育を推進しています。

〈参考：「つながるひろがる にほんごでの暮らし」ウェブサイト〉

<https://tsunagarujp.bunka.go.jp/>



このほか「日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発・活用事業」を実施し、日本語教育に携わる人材の資質・能力の向上を図るとともに、多様な活動分野における日本語教育人材の育成と研修の担い手の育成を推進しています。

これら事業における取組の優れた実践事例等については、文化庁日本語教育大会などを通じ、周知・広報に努めています。加えて、日本語教育関係機関が作成・開発し、公表している日本語教育に関する各種コンテンツ（教材、カリキュラム、報告書等）に関する情報を横断的に検索できるシステム「日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）」を運用しています。このほか、難民・避難民に対する日本語教育、日本語教育に関する調査・調査研究等の取組を行なっています。

新しい時代に対応した 著作権施策の展開

今日、デジタル・ネットワークの発達に伴い、著作物等の創作、流通及び利用をめぐる状況は急速に変化しており、時代のニーズに対応した制度や環境整備が求められています。

文化審議会では、令和3年7月、文部科学大臣から「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問されたことを受け、以下の内容について、2年間にわたり審議を行い、令和5年2月に第一次答申を取りまとめました。

【参考】文化審議会答申

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/93834701_01.pdf



また、令和5年3月に「著作権法の一部を改正する法律案」が、第211回国会に提出されました。

(1) DX時代に対応した著作権制度・政策の在り方について

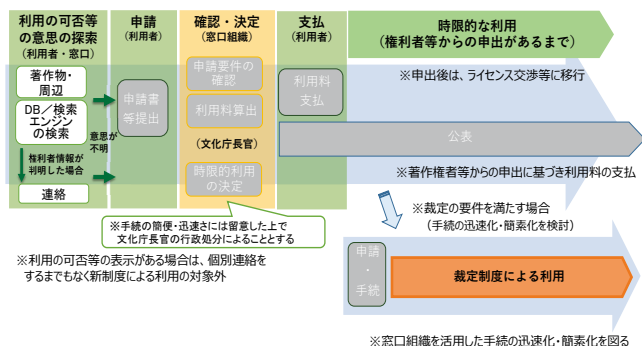
i 簡素で一元的な権利処理方針と対価還元について

「デジタルトランスフォーメーション (DX)」による著作物の創作・流通・利用の環境が変化する一方で、過去のコンテンツや、一般ユーザーの創作するコンテンツは、著作権者などの探索を含む権利処理コストが高いといった理由で必ずしも利用に結びついていないなどの声があり、「コンテンツ創作の好循環」の最大化を目指し、更なる文化の振興を図ることが重要です。

文化審議会では、コンテンツの利用円滑化とクリエイターへの適切な対価還元の両立を図るため、多種多様なコンテンツについて、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような方策の審議が行われてきました。

答申では、著作物の利用の可否や条件に関する著作権者等の「意思」が確認できない著作物等について、一定の手続きを経て、使用料相当額の利用料を支払うことにより、著作権者等からの申出があるまでの間の当該著作物の時限的な利用を認める新しい制度を創設するといった方向性が取りまとめられました。

この制度により、利用許諾に関する権利処理の過程におけるコストが高く、これまで利用に結びついていなかった著作物等の利用円滑化を図ることができます。



文化庁においては、答申の方向性を踏まえて、制度の見直しを進めるとともに、著作物の権利情報をより円滑に把握できるよう、分野横断権利情報検索システムの構築に向けた検討、周知・啓発などの関連する施策に取り組んでいます。

ii 立法・行政のデジタル化に対応した著作物等の公衆送信等について

デジタル社会の実現に向け、デジタル化・ネットワーク化に対応した取組が立法・行政・司法の公的機関や企業等で推進されており、文化審議会では、関係者からの実態・意見聴取を踏まえ、デジタル社会の基盤整備の観点から著作権法上の課題について検討を行ってきました。

立法・行政のデジタル化への対応を著作権の観点からも支えていくために、ライセンス市場等の既存ビジネスを阻害しないようにすること等に留意しつつ、①立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、必要な限度において、内部資料の利用者間に限って著作物等を公衆送信等できることとすること、②特許審査等の行政手続・行政審判手続について、デジタル化に対応し、必要と認められる限度において、著作物等を公衆送信等できることとして、所要の制度改正を行う予定です。

(2) 海賊版対策について

近年のデジタルコンテンツの需要の高まりと相まって、海賊版の被害状況は過去最悪の状況となっています。被害はオンライン・オフライン問わず確認されているほか、侵害されている我が国のコンテンツは、出版、音楽、ソフトウェアなど様々な分野に広がっています。

政府は、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、令和元年10月、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」を作成しました。その後、令和3年4月、リーチサイト対策や侵害コンテンツのダウンロード違法化を含む改正著作権法の成立・施行など各取組の進捗を踏まえて更新され、政府一丸となって実効性のある取組を進めています。

文化庁においては、国内外における著作権保護の実効性を高めるため、海外の著作権制度の整備支援、権利行使の強化、普及啓発等の取組を進めているところです。

インターネット上の海賊版による著作権侵害等に係る対

応として、国内権利者等の権利行使の支援を強化するため、令和4年8月に相談窓口を開設しました。また、相談窓口の開設に先立ち、同年6月には、権利者等が著作権侵害への対応を行う上で必要なノウハウを集約した「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト」を公開し、権利行使に必要な情報提供を行っています。

【参考】インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/index.html>



文化庁では、令和4年度に、高等学校を対象とした海賊版対策に係る普及教材を作成しました。今後、「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト」で公開予定ですので、教育現場の皆様におかれましても指導にあたり是非ご活用いただきたいと思います。加えて、答申において示されたとおり、海賊版等の被害の実効的な救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直しについても、制度の改正を行うこととしています。

海賊版の被害は、日々変化してきており、継続した取組が不可欠です。今後とも被害状況を踏まえつつ、必要な取組を適切に行います。

また、「海賊版は利用しない」という意識を共有することも効果的な対策です。教育現場の皆様におかれましても、海賊版ではなく正規版でコンテンツを楽しむようご指導いただくようお願いいたします。

(3) 著作権に関する普及啓発・教育について

昨今、デジタル・ネットワーク技術の急速な進展に伴い、誰もが著作物を創作し、利用することができるようになったため、「著作権」は全ての国民に関係する身近な権利となり、誰もが著作権に関する知識を身につけておくべき状況となっています。特に、小学校や中学校、高等学校の学習指導要領では、音楽、美術、情報などの教科において著作権や知的財産権を学ぶことが触れられており、指導に当たる教員は、著作権に関する正しい知識を習得する必要があります。文化庁では、教職員・情報通信技術支援員（ICT支援員）を対象とした著作権講習会をオンライン形式で開催しています。この講習会では、著作権制度だけでなく、実際の指導に役立つ実践事例なども紹介しています。

また、文化庁ホームページでは、動画や漫画形式の著作権学習教材のほか、学校活動における著作物の使い方に関するパンフレット等を公開しています。指導に当たりご活用いただきたいと思います。

今後、文化庁では、講習会の開催や各種教材の作成・発信を通じて、更なる学習機会の充実に取り組む予定です。

【参考】著作権に関する教材、資料等

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html>



宗教法人制度と宗務行政

我が国には、多種多様な宗教団体が存在しており、それらの多くは宗教法人法に基づく宗教法人です。文化庁では、宗教法人制度を円滑に進めるため、次のとおり様々な取組を行っています。

(1) 宗教法人の管理運営の推進

文化庁は、都道府県の宗務行政に対する助言や、都道府県事務担当者研修会、宗教法人のための実務研修会の実施、手引書の作成などを行っています。また、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て宗教法人に関する「宗教統計調査」を実施し、『宗教年鑑』として発行するほか、宗教に関する資料の収集を行っています。

(2) 不活動宗教法人対策の推進

宗教法人の中には、設立後、何らかの事情によって活動を停止してしまった、いわゆる「不活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は、その法人格が売買の対象となり、第三者が法人格を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。このため、文化庁と都道府県は、不活動状態に陥った法人について、活動再開ができない場合には、吸収合併や任意解散の認証によって、またこれらの方法で対応できない場合には、裁判所に解散命令の申立てを行うことによって、不活動宗教法人の整理を進めています。